吹情個審答申第７８号
令和８年１０月２９日
（２０２６年）

吹田市長　　後藤　圭二　様

吹田市情報公開・個人情報保護審査会
会長　　高橋　明男

吹田市情報公開条例第１７条に基づく諮問について（答申）

令和７年５月２６日付け７吹環政第５５６号で諮問を受けました「環境政策室が●●●●●●●●●●●（以下「本件法人」という。）との接触（対面、電話、FAX、手紙、メール、ウェブサイト閲覧等の一切）に際し作成・取得した文書（令和６年１２月４日以降。事務なびを含む。）」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）に対する令和７年１月２８日付け６吹環政第２２５３号による公文書公開決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、以下のとおり答申します。

記

第１　審査会の結論

審査請求人（以下「請求人」という。）に対する市長（以下「実施機関」という。）の本件処分は、妥当である。

第２　審査請求の経過及び審査過程

１　本件審査請求は、吹田市情報公開条例（以下「条例」という。）第５条に基づき、請求人が行った上記の公文書公開請求に対して本件処分がなされたところ、この処分に対して請求人が実施機関に対して審査請求を行ったものである。

２　当審査会事務局から請求人に対して令和７年６月２日付けで「弁明書に対する反論書等の提出について」の通知（７吹市総第５０３２号）を送付し、反論書と口頭意見陳述を希望する場合は口頭意見陳述申立書を期限までに提出するよう求めたところ、請求人から反論書及び口頭意見陳述申立書の提出はなかった。

３　実施機関は、令和８年５月２９日に開かれた当審査会において、本件処分の理由と背景を説明した。

第３　請求人の主張要旨

請求人は、本件審査請求に係る審査請求書において、おおむね以下の理由により本件処分に対して審査請求すると主張した。

１　審査請求の趣旨

令和６年２月９日付け締結の江坂公園及び豊津公園に設置する密閉型喫煙所に関する協定書（以下「協定書」という。）第２条第２項に規定する引渡しの際の検査結果の通知に係る文書の公開を求める。

２　審査請求の理由

協定書第２条第２項に規定する引渡しの際の検査結果の通知に係る文書が存在するにもかかわらず、公開されていない。

審査請求人が本件公開請求日である令和７年１月１４日に江坂公園及び豊津公園に設置する密閉型喫煙所（以下「本件密閉型喫煙所」という。）を見分したところ、既に完成し、１月１７日に供用を開始する旨が掲示されていた。令和６年１２月４日に見分した際は、工事中であった。

以上のことからすると、令和６年１２月４日以降、令和７年１月１４日までの間に引渡しが行われ、検査結果の通知に係る文書が作成されている。

第４　実施機関の主張要旨

実施機関は、本件審査請求に係る弁明書において、おおむね以下の理由により本件処分は妥当であると主張した。

１　協定書第２条第２項には、「受領者は、本施設の引渡しを受けた際、本施設が規格・仕様を満たしたものか否かにつきその場で検査し、その結果を譲渡者に通知するものとする。」と規定されている。

２　この規定に基づき、令和６年１２月２０日の引渡しの際に市職員が当該施設を確認したところ、規格・仕様を満たしていることから、口頭により結果を通知した。

３　口頭で通知したものであるため、審査請求人が指摘する通知に係る文書は作成しておらず、存在しない。

第５　審査会の判断理由

１　本件請求に係る文書について

（１）本件請求に係る文書については、実施機関は次のとおり、文書を特定している。

グループウェアスケジュール（以下「本件文書」という。）

（２）当審査会において、本件文書を見分したところ、本件法人広報対応のため令和７年１月２９日１６時００分から１８時００分までの間で第４委員会室を予約したこと及び感謝状贈呈式のため同日１６時００分から市長の予定を予約したことが分かるグループウェアスケジュールの画面を出力したものであることが確認できた。

（３）請求人は、審査請求書において、次のように主張している。

協定書第２条第２項に規定する引渡しの際の検査結果の通知に係る文書が存在するにもかかわらず、公開されていない。

令和６年１２月４日以降、令和７年１月１４日までの間に本件密閉型喫煙所の引渡しが行われていることから、検査結果の通知に係る文書が作成されている。

（４）以降で本件文書以外の公文書の不存在事由該当性について検討することとする。

２　不存在事由該当性について

（１）当審査会が、本件文書以外の公文書の有無を判断するために実施機関に確認した事項及びこれに対する回答は、次のとおりである。

ア　確認事項１：本件密閉型喫煙所の検査結果通知の書面がない理由。
実施機関回答：弁明書に記載のとおり、引渡しの際に市職員が本件密閉型喫煙所を確認し、規格・仕様を満たしていることから、口頭により結果を通知したため。

イ　確認事項２：本件密閉型喫煙所が規格・仕様を満たしていることは、具体的にどのような箇所を検査して確認するのか。
実施機関回答：部屋としての体をなしており、煙や臭いが外に出ないように出入口が扉などで閉鎖できるかどうか。これを満たしていれば密閉型喫煙所として機能すると考える。

ウ　確認事項３：組織内で検査の完了をメール等で共有していないのか。
実施機関回答：していない。担当内で口頭での報告はしたと思う。

エ　確認事項４：検査結果通知の書面が存在していないにもかかわらず、本件密閉型喫煙所の引渡日が令和６年１２月２０日であることを確認できる理由。
実施機関回答：建物台帳の取得日欄に令和６年１２月２０日と登録している。

オ　確認事項５：令和６年１２月２０日に引渡しをすることについて本件法人とのやり取りはあったのか。そのメールが存在するのであれば対象文書となると思料するが、どうか。
実施機関回答：メールは存在しないので、おそらく電話で連絡した。

カ　確認事項６：吹田市が寄附を受けるときの手続の規程があるか。
実施機関回答：吹田市感謝状贈呈内規がある。今回の寄贈についてもこの内規に従い起案等の処理を行った。

（２）以上の実施機関の説明に、不自然・不合理な点があるとまでは認められず、当審査会の調査審議において本件文書以外の公文書の存在は確認できなかった。

３　当審査会は以上の理由に基づいて、本答申の第１において示したとおりの結論に達した。

第６　付言

当審査会の判断は以上のとおりであるが、市は、条例の目的を達成するために、市政の内容を市民に説明する責務を負っていることに鑑み、本件における実施機関の対応につい

ても議論をした。
　実施機関は、協定書第２条第２項の規定による検査について、上記第５の２（１）イのとおり、部屋としての体をなしており煙や臭いが外に出ないように出入口が扉などで閉鎖できるかどうかを確認することにより行った。また、その結果の通知は、口頭により行った。
　これを踏まえて、次のとおり意見を付する。
　協定書には通知の方法についての定めはないが、口頭での通知だけでは、検査担当者が異動等で担当室課を離れた後、検査の実施日（引渡日）や検査を行ったこと自体を確認する方法がない。本件密閉型喫煙所の設備に問題が生じた場合に、責任の所在が市と本件法人のいずれにあるのかが明らかでなく、双方にとって不利益が生ずる状態であると思料する。
　市の財産として受領するのであれば、寄贈されるものであったとしても、市が自ら設置する密閉型喫煙所の検査と同程度、入念に仕様・規格を満たしていると確認した上で、その旨を文書として残しておくべきであった。